

資料

令和 5 年 度

事業計画・収支予算（案）

社会福祉法人 福岡県母子福祉協会

百 道 寮

目 次

1. 令和5年度 事業計画	P	～
2.		
(1) 事業概況	P	～
(2) 年間行事計画	P	
(3) 会議・研修計画	P	
2. 令和5年度 収支予算	P	～

1. 令和5年度 事業計画

1. 令和5年度事業計画について

(1) 事業概況

児童虐待相談対応件数の増加や、0歳0か月の虐待死亡事例が社会的な課題となるなど、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化しており、その課題は複雑化するとともに厳しさを増している。

そのような状況を受け、国は令和5年4月に「こども家庭庁」を創設し、子どもに関する取組・施策を社会の真ん中に捉え、その推進のための司令塔として社会的養護の充実および自立支援の他、児童虐待防止、子どもの貧困対策、ひとり親家庭支援、妊産婦支援、母子保健、こどもの居場所づくり、障がい児支援など、子どもに関わる広範な課題に対応することとしている。

また、令和6年4月には改正児童福祉法の施行と併せて「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(女性新法)が施行されることにより、新たな女性支援への取り組みが構築される。

百道寮が培ってきた特定妊婦支援やDV被害者等自立生活援助、そして親と子を一体的に支援してきた母子生活支援施設のスキルとノウハウを活かしながら、子どもの育ちや子育て家庭を取り巻く社会の変化に柔軟に対応できるよう、「百道寮」と「こももティエ」の体制を拡充し、妊娠期から子育て期のひとり親家庭等へのトータルなサポートを提供する。また、全国母子生活支援施設協議会が掲げる、①産前・産後支援・②アフターケアを含む地域支援・③親子関係再構築支援の実現のため、令和5年度は以下の点に積極的に取り組み、引き続き施設の多機能化・高機能化を目指す。

ア 管理運営について

(ア) 入所の受入れについては、入所前カンファレンスを実施し、関係機関との連携を図り、安心安全な入所に繋がるよう努めるとともに、引っ越し支援、家財品貸出、入所日には夕食提供など、安心して入所していただけるよう、きめ細やかな対応を心掛ける。

(イ) 各種研修会(Web研修含む)への参加や他職種と連携、情報共有できる機会を積極的に設け、職員の専門性の向上を図る。また、施設の基本機能の向上のため、職員同士が意見を出し合い共有できる会議を月1度開催し、意識改革を進める。

(ウ) DV被害者等自立生活援助事業の委託を受け、DV被害等を受けた女性とその同伴児童を保護し、個別支援計画策定、退所後の住居設定や就労支援、福祉サービスへの繋ぎ、金銭的な課題や被害状況に応じた支援を提供することにより、地域での自立した生活が継続できるよう定着支援も併せて実施する。また、施設利用後も関係機関と連携し、DV被害者への自立支援の充実を図る。

(エ) 公益財団法人日本財団の助成金を活用し、産前・産後専用棟を新設。令和5年4月の開所にあたり、現在受託している産前・産後母子支援事業が、令和5年度からは「特定妊婦等支援臨時特例事業」に変更予定であり予算の増額も見込まれるため、専用室の増室を含め事業の拡充を図るとともに、新たに妊婦訪問支援事業を受託予定である。令和5年度か

らは、引き続き妊娠葛藤相談および居住支援を含めた生活支援を行うほか、妊婦健診未受診妊婦等の訪問による早期の状況把握・相談支援を行うとともに、通所および母子入所による育児や生活に関する専門的な相談支援を実施する。

- (オ) 地域支援の取り組みとして、令和5年度は「自立支援担当職員」の配置および「親子支援事業」を活用し、社会的養護に至る前段階及び退所後の家庭支援及び親子関係再構築支援の取り組みの推進し、母子生活支援施設の持つ養育に関する専門性・ノウハウを積極的に地域へ還元していく。併せて、親子が離れずに支援を受けることができるよう「親子ショートステイ」を導入し、親子宿泊による育児訓練や休息のためのサポートを実施する。また、引き続きライフレスキュー事業（生活困窮者対策事業）及び、福岡県において災害時の福祉支援体制の強化及び他県派遣を想定した DWAT に参画し、制度のはざままで苦しむ方や災害時要配慮者に対して福祉的側面から支援を行っていく。
- (カ) 福岡市社会福祉協議会や地域のこども食堂団体と連携し、「ウィズコロナ」・「アフターコロナ」を見据えた地域支援に取り組み、こども食堂での相談支援等のソーシャルワークサポートを実施する。併せて食支援活動によるニーズの把握と地域支援活動を積極的に展開していく。
- (キ) 感染症・大規模災害時への備え・対応として、事業継続計画（BCP）に基づき、職員が迅速に行動することで利用者の生命と財産を守り、事業の継続に努める。併せて BCP 策定支援研修等に職員を派遣し随時、事業継続計画（BCP）に反映させていく。
- (ク) 早稲田大学社会的研究所および三菱財団社会福祉事業（法政大学）より、調査研究への依頼を受け「母子生活支援施設に対して親子関係再構築支援についての実態調査」、「母子生活支援施設の機能と支援の再検討-家族支援をめぐる新たな実践とその社会的意義-」の内容で調査協力を行う。

イ 利用者を対象とした支援について

- (ア) 利用者の抱える課題は多様化・複雑化しており、関係機関との連携は必要不可欠である。長期的な未就労・DV 被害・様々な障がいを持つ母子に対し、適切な社会資源の開拓・交渉・結び付けを行い、関係機関とのネットワークを構築していく。
- (イ) 就労支援では、企業と提携しウェブ環境下で学びの場を提供するとともに、利用者の個々のニーズに応じた職場を斡旋してもらい稼働に繋げる。
- (ウ) 支援を要する児童においては、三者間（保護者、学校、施設）の連絡を密にする事で効果的な指導の展開を図る。また、個別支援にも重点を置きながら個々の課題解決に努めていく。児童の権利・立場を尊重した取り組みとして、権利ノートを作成し、児童・保護者への説明と配布を行っている。また、意見箱を設置し意見を取り入れる仕組み作りを引き

続き実施し、児童の権利擁護に努める。

- (エ) 児童個々の能力に応じた学習目標を設定し継続的かつ個別的な学習支援を実施する事により、基礎学力の向上及び定着を目指す。中高生には学習指導費を活用し、家庭教師の配置や学習塾の費用を負担、学習ボランティア等を利用することで学力向上だけでなく、学びの時間と場の確保・提供や家計への負担軽減にも引き続き配慮していく。また、中高生ミーティングを定期的に開催し、親子関係や進学等の悩みを相談できる場を設けるとともに、アドボケイトを導入することにより、子どもの意見表明権を保障する取り組みを行う。
- (オ) 虐待等による心的外傷のため心理療法を必要とする子どもに対し、遊戯療法やカウンセリング等の心理療法を実施し、子どもの安心感・安全感の再形成及び人間関係の修正等を図り心的外傷を改善することで、子どもの自立を支援するための心理カウンセラーを引き続き配置していく。現在は週2回、心理療法が必要と思われる児童にカウンセリングと遊戯療法を実施している。また人間関係修正を図るため生活場面にも常勤の心理士を配置する事で、より生活に密着した形でのセラピーを実施し、その他にもカウンセリングを希望する母親へも心理療法を実施する事で利用者への心的ケアの充実を図っていく。
- (カ) 利用者の中には、育児不安や養育能力が脆弱な母親も増えており、保育室では、施設内保育の利点を活かして、母親と保育者が一緒に保育をする機会を設けるほか、様々な逆境体験を持つ母子に対し、親子相互交流療法（G-PCIT）を実施することで、子どものこころや行動の問題、育児に悩む母親の両者に対し、親子の相互交流を深め、その質を高めることによって回復に向かうよう働きかけ、親子関係の調整を図る。また、西棟屋上のスペースに遊び場を設置し、子どもの成長に必要な体を使った運動や遊びが外部に出なくても施設内で活動できるよう整備しており、休日には、利用者が遊べるように開放を引き続き実施していく。
- (キ) 給食室については、旬の食材や陶器の食器を使うことで食への関心や物を大切にする等の食育にも力を入れいく。そして、近年母子家庭の貧困が社会問題化してきており、実際に母子生活支援施設入所児童をみても朝食を食べずに登校している子ども達もいる。これらの事を踏まえ、感染症予防を徹底した上で、児童への朝食提供を継続する。

② 関係機関とのネットワーク構築について

母子が関わる機関は、子育て世代包括支援センター（健康課、地域保健福祉課、子育て支援課）・保護課・保育所・学校・児童相談所・医療関係、司法、また障がいや母子保健の分野と多岐に渡る。近年利用者のニーズに伴い、関係機関の範囲も拡大してきている。母子の安心安全と自立を目指し切れ目のない支援を行うため、関係機関へ訪問し情報共有を図るとともに、各関係機関とネットワークの構築に努める。また、当施設が実施する、特定妊婦等支援臨時特例事業・DV 被害者等自立生活援助事業・親子支援事業での取り組みについて多様な機関に認知してもら

えるよう訪問・啓発活動を実施していく。

③ アフターケアについて

前述の通り、令和5年度より自立支援担当職員を配置するとともに親子支援事業の導入により、退所後も支援が必要な世帯に対して引き続き支援を継続する。併せて関係機関との連携を密にし、アフターケア体制の強化を図っていく。また、入所期間中から、退所後も母子生活支援施設が社会資源の一つとして活用できることや身元保証人確保対策事業、子の進学や就職に関する助成などの情報提供を行い、孤立することなく安心安全な生活環境が設定されるよう努める。SNS等にも対応すべく発信型ツールを活用し退所者向けの情報発信も行っていく。

④ 地域との交流について

地域に基盤を持つ施設として、感染症等に十分配慮しながら、地域のニーズ把握や地域の食支援団体等へのアウトリーチに努め、他団体と連携しながら地域支援を積極的に取り組んでいく。また、地域交流を更に展開するために、施設に対する正しい理解・認識の促進を図り、地域交流スペースの運営等にも努める。

⑤ ボランティアについて

各種のボランティアを受け入れ行事・学童保育補助・学習補助を受け、サービスの質の更なる向上を図っていく。

⑥ 防災訓練の強化について

火災や自然災害に備え利用者の安全と財産を守るため、総合避難訓練・夜間避難訓練を実施している。災害弱者の安全な避難経路及び援護の体制強化に繋がるよう防災訓練を通して強化していく。地域においても各団体と連携し緊急時の連絡網を強化していく。

⑦ 施設の維持補修について

西棟の居室等については経年劣化が進んでいるため随時修繕及び取り換え工事を実施していく。

【令和5年度予定】

・特になし

令和4年度	・東棟解体工事 ・産前産後専用棟建設工事
令和3年度	・特になし
令和2年度	・産前・産後母子支援事業 居室改修工事 ・緊急一時保護室改修工事

2. 令和5年度 収支予算